

長野市茶臼山自然植物園（恐龍公園）管理運営業務仕様書

（運営方針）

第1 恐龍公園の社会的意義（レクリエーション、教育、ノーマライゼーション、自然保護）を深く認識し、常にその機能を十分発揮し、市民サービスの向上と経費削減を図るよう努めるものとする。

（開園期間及び開園時間）

第2 開園期間は3月20日から12月19日までとし、開園時間は午前8時30分から午後5時までとする（12月20日から3月19日は利用者の安全確保のため閉園とする）。

（委託業務）

第3 委託業務の範囲及び内容は次のとおりとする。

（1）利用案内に関すること。

- ・公園利用者への対応は、接遇マナーに沿って丁寧に対応すること。
- ・公園利用者案内及び苦情等があった場合はその対応にあたること。

（2）園内の清掃に関すること。

- ・公園の美観を保持し、利用者の視点から常に快適な状態を保つこと。
- ・公園内の清掃は毎日行うこと。

（3）施設の修繕に関すること。

- ・施設の修繕が必要な場合は、市へ報告をして責任分担について協議すること。原則的な責任分担については、基本協定書に記載したとおりとする。ただし、破損等した場合の安全管理のための使用禁止措置、利用者への周知等の応急措置は指定管理者が行うこと。

（4）園内の安全、防火、防犯に関すること。

- ・次の行為は禁止とする。

◇動物を引き連れて入園すること（盲導犬等補助犬は除く）。

◇公園利用者に危険が及んだり、迷惑になったりすること。

⇒ゴルフの練習など周囲に危険が及ぶ行為

⇒小型無人機（ドローン）を含む無線操縦飛行機の飛行

⇒ごみやたばこのポイ捨てなど美観を損なう行為

◇火気を使用すること。

◇公園内の施設を傷付けたり、汚したりすること。

◇植物を採取すること。

◇はり紙、はり札、ポスターその他の広告物を掲示すること。

◇駐車場以外に、自動車やバイク、自転車を乗り入れること。

◇公園利用以外の目的で駐車すること。

- ・駐車場は午前 8 時 30 分までに開錠し、午後 5 時に施錠すること。

(5) 緊急・救急対応に関すること。

- ・災害、その他の事故等の際に迅速に動けるよう対応マニュアルを整備し、職員に事前に周知して非常時の対応について十分な対策を講ずること。災害時において、被災者等の避難場所となったときは、市の要請に応じて協力すること。
- ・公園内で急病人やけが人が発生した時は速やかに対処し、必要に応じて救急車等を要請する。ただし、施設に瑕疵があった場合は市へ報告すること。
- ・犯罪、災害、その他の事故等が発生したときは、利用者の安全確保を第一に考え、直ちに関係機関へ連絡するとともに適切な措置を講ずること。

(6) 遊具の点検に関すること。

- ・開園期間中は、毎日、目視、打診などによる点検を実施すること。腐食、変形などの異常について状況を確認すること。

(7) 冬期の対応に関すること。

- ・公園内の水道やトイレの凍結防止対策を講ずること。
- ・積雪による施設の破損等がないよう、必用に応じて施設の雪降ろしや雪かきを実施すること。
- ・閉園中も散策等での利用が想定されるため、適宜パトロールを実施し、安全管理を行うとともに開園に支障がないよう対策を講じること。

(業務の範囲)

第 4 指定管理者は清掃・警備・危機の保守等、個別の業務を第三者に委託することはできるが、施設管理に係る業務の全部又は主要な部分を第三者に委託し又は請負わせることはできないものとする。

(報告)

第 5 毎日の業務日報を記録し、翌月 10 日までに一カ月分をまとめて市へ報告するものとする。また、遊具点検結果において異常があった場合は、該当箇所の写真を撮影すること。